

# 消費生活センターニュース

令和4年度  
第5号

## インターネット通販での、 定期購入に誘導する広告の落とし穴！



1回目90%オフ  
初回実質〇〇円

1回だけのお試しOK

定期縛りなし  
いつでも解約可能

割引クーポンを  
使用する

定期購入が条件に  
なっていることも

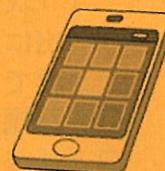
初回低価格の商品のみ  
購入し、2回目以降を  
解約すると違約金を請  
求されるケースも

使用したことで、複数  
回の購入が条件の定期  
コースに切り替わって  
いることも

消費者庁イラスト集より

インターネット通販において、定期購入が条件となっている契約に関する相談が、引き続き多く寄せられています。昨年6月1日に、改正特定商取引法が施行されました。この法改正により、販売業者等は、通販サイトの「最終確認画面」に次の⑥項目を表示することが義務付けられました。

- ①分量 ②販売価格・対価 ③支払の時期・方法
- ④引渡・提供時期 ⑤申込期間（期限のある場合）
- ⑥申込みの撤回、解除に関すること



消費者庁イラスト集より

⑥項目が表示されていない、事実でない表示や誤認させるような表示があったなど、消費者がこれらにより誤認して申込みをした場合は、申込みを取り消すことができる場合があります。



裏面に「最終確認画面」のチェックリストがあります。  
注文する前に、チェックしましょう。

商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時は、

## 沼田市消費生活センター TEL 20-1500 へ

相談時間 9:00～12:00 13:00～16:00（土・日・祝日・年末年始は休み）

住 所 沼田市下之町888番地 TERRACE沼田（テラスぬまた）3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！

裏面もご覧ください。

**通販サイトへ注文する前にチェックしましょう！**

## 「最終確認画面」のチェックリスト

〈注文する前〉

- 意図せず定期購入が条件になっていませんか？  
(「初回特別価格」「〇か月コース」「定期コース」などと表示されている場合は特によく確認)
- 定期購入が条件になっている場合、継続期間や購入回数に納得していますか？  
(「〇回をお受け取り後に解約できます」「〇回のお受け取りが条件になっています」などと表示されている場合はよく確認)
- 支払うことになる総額を確認しましたか？  
(2回目以降の代金は、初回の代金と異なるケースもある)
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？  
(解約が電話やメッセージアプリに限定されている場合は、電話が繋がらない、メッセージアプリの操作がうまくできないことも想定する)
- 解約・返品できるか、解約・返品できる場合の条件(返品特約)を確認しましたか？  
(「次回商品発送の〇日前までに連絡すれば解約できる」など解約の申出に期限がある場合にはその期限、解約時に違約金などの支払いが必要であればその金額など、解約条件の詳細を確認)
- 利用規約の内容を確認しましたか？
- 「最終確認画面」をスクリーンショットで保存しましたか？  
(契約を取り消す際の証拠)

**全てにチェックが入りましたか？**

**全てにチェックが入らない際は、購入を検討しましょう。**

**※通信販売は、クーリング・オフが適用されません。**

商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

**沼田市消費生活センター TEL 20-1500 へ**

相談時間 9:00~12:00 13:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

住所 沼田市下之町888番地 TERRACE沼田(テラスぬまた)3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！